

四日市市クリーンセンターへの 廃棄物の搬入について(Q&A)

四日市市クリーンセンターへの廃棄物の搬入について、よくあるご質問をQ&Aとしてまとめましたので、参考にしてください。

【市民の皆様】

Q 1 剪定又は伐採した庭木を四日市市クリーンセンター（以下クリーンセンターと呼ぶ）に搬入する場合の基準はありますか？

A 1 太さおおむね5cm以下のものは、長さ50cm以下にして可燃ごみ、太さおおむね5cm以上20cm以下の物は、長さ1m以下にして破碎ごみとして搬入してください。
なお、枝及び葉は払って可燃ごみとして搬入してください。

Q 2 日曜大工で使用するために家に置いてあった木材が不要となったため、クリーンセンターに搬入する場合の基準はありますか？

A 2 50cm以下であれば可燃ごみ、1m以下であれば破碎ごみとして搬入してください。

Q 3 ロープ、ホース、ゴムシートをクリーンセンターに搬入する場合の基準はありますか？

A 3 1m以下に切断して可燃ごみとして搬入してください。

Q 4 自分で家屋を解体したり、リフォームをする予定ですが、発生した廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできますか？

A 4 個人で家屋等を解体したり、リフォームをすることは法令上可能ですが、安全に作業ができるかなど、十分に検討していただいたうえで作業を行ってください。また、四日市市廃棄物搬入管理要綱第11条第5号に基づき、現場確認の必要の有無を判断させていただくため、事前に生活環境課 廃棄物対策室（354-4415）にご連絡いただきますようお願いいたします。

（四日市市廃棄物搬入管理要綱第11条第5号：建物や構造物（門扉、壁、駐車場など）を個人で解体・撤去等して発生した廃棄物をクリーンセンターに搬入する場合、市長が解体現場の確認を行う必要があると判断したときには、利用者は市に協力すること。）

なお、コンクリートくず、レンガ、ブロック、瓦、土砂をクリーンセンターに搬入する場合は、搬入量の制限があります。（土嚢袋に入れるとともに、1日あたり1排出者が搬入できる最大量は土嚢袋15袋以内です。）

<注意>

業者が家屋等の解体やリフォーム等を行った場合、発生する廃棄物は産業廃棄物に該当するため、家庭ごみとしてクリーンセンターに搬入することは固くお断りしています。

Q 5 庭石を処分したいと考えていますがクリーンセンターに搬入することはできますか？

A 5 概ね15cm以下の石はクリーンセンターへの搬入が可能ですが、搬入量に制限があります。（土嚢袋に入れるとともに、1日あたり1排出者が搬入できる最大量は土嚢袋15袋以内です。）

※ 15cmを超える石を処分する場合は、市生活環境課 廃棄物対策室（354-4415）にご相談ください。

【事業者の皆様】

Q6 産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできますか？

A6 産業廃棄物はクリーンセンターに原則搬入していただくことはできません。ただし、市長が特に認めた物（従業員の飲食に伴って発生した廃棄物（弁当容器、包装フィルム、ラップ、菓子袋）は、あわせ産廃としてクリーンセンターに搬入することができます。

※ 事業系一般廃棄物を四日市市クリーンセンターに搬入する場合、排出事業者は「廃棄物搬入許可」を取得していただく必要があります。

（自ら搬入する場合または一般廃棄物収集運搬業者へ委託する場合に関わらず許可の取得が必要です。）

Q7 会社で不要となった書類や書籍は、クリーンセンターに搬入することはできますか？

A7 リサイクルができない紙類のみ事業系一般廃棄物として、クリーンセンターに搬入することができます。（有料）

なお、リサイクルができる紙類は、民間の再生資源業者に搬入してください。

（メモ用紙などの細かな紙やシュレッター後の紙もリサイクルが可能です。）

Q8 従業員が事務所で飲料水などを飲んだ際に発生した、空きビン、空き缶、ペットボトルは、クリーンセンターに搬入することはできますか？

A8 事業で発生したものであり産業廃棄物に該当しますので、事業者様の責任において適正に処分してください。（クリーンセンターへの持ち込みはできません。）

Q9 事業から発生した木くず（剪定枝を含む）はクリーンセンターに搬入することはできますか？

A9 建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、木材・木製品製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片・おがくず、物品賃貸業に係る木くず、貨物流通のために使用したパレットは産業廃棄物に該当しますので、事業者の責任において適正に処理してください。（クリーンセンターへの持ち込みはできません。）

上記以外の場合は、クリーンセンターに搬入することができますが、太さおおむね5cm以下のものは、長さ50cm以下にして可燃ごみ、太さおおむね5cm以上20cm以下の物は、長さ1m以下にして破碎ごみとして搬入してください。

なお、枝及び葉は払って可燃ごみとして搬入してください。

【参考】

クリーンセンターへの搬入は上記の条件となりますが、長さ1m以上の場合や太さ20cm以上の場合で、切断等が難しい場合は、民間の再生事業者へ搬入してリサイクル処理することもできますので、該当する場合は、生活環境課 廃棄物対策室（354-4415）にご連絡ください。

※ 搬入された廃棄物が、本市の受入基準等に反すると認められる場合や、搬入制限のある廃棄物の最大量を超えて廃棄物の搬入を行ったと認められる場合は、当該廃棄物の除去や持ち帰りをしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

四日市市役所 生活環境課 廃棄物対策室

（四日市市諏訪町1-5 市役所 本庁舎5階）

TEL：059-354-4415 担当者：小林、中尾、渋澤